

原小学校 いじめ防止基本方針

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されない。また、どの子にも、どの学校でも起こる問題であり、学校教育に関わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の緊急性と重要性を再確認し、今、いじめに苦しみ悩んでいる子どもたちのために、「いじめ」のサインを早期に発見し、迅速に対応しなくてはならない。

いじめの防止は、原小学校、学校長のリーダーシップのもと、自らの問題として真摯に受け止め、組織的に徹底して取り組まなければならない重要な課題であると捉えている。

1 子どもたちの状況

- (1) 学校、家庭、地域社会の様々な要因を背景として、ストレスのはけ口としていじめが発生したり、相手の人権を大切にする意識に欠け、自分との違いを柔軟に受け止める余裕がないことで、いじめが発生する傾向がある。
- (2) いじめが発生すれば、自分たちの力で解決するなどの子ども自身の自浄能力や集団の自浄作用が弱くなり、いじめられる立場に立たされることを心配して、いじめに関わりたくないと思う傾向が強い。
- (3) 子どもたちの集団の中には、その集団のルールがあり、そのルールに反した言動をとった場合に非難されたり、その集団から切り捨てられたりするケースが非常に多く、これが原因で深刻な問題に発展することがある。
- (4) インターネットや携帯メールでの誹謗中傷など、心理的ないじめ問題が多発しており、これまで以上にいじめが見えにくく、広範囲に広がっている。

2 いじめの定義

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）いじめ防止対策推進法から（平成25年6月）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1：「一定の人間関係にある」とは、同じ学校・学級や部活動、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあること指す。

注2：「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品を要求されたり、物を隠されたりすることなどを意味する。

注3：けんか等を除く。

注4：発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめか否かの判断は、強い・弱い等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断するのではなく、いじめられた子どもの立場に立って判断する。

3 いじめの特徴と態様

(1) いじめの構造

いじめは、被害者と加害者だけでなく、次のように「四層構造」になっている。

- 1 いじめを受けている子ども（被害者）
- 2 いじめている子ども（加害者）
- 3 周りではやし立てる子ども（観衆）
- 4 見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

加害者以外の子どもも、結果としていじめを助長していることになり、加害者と同じ立場に立っていると判断されます。また、加害者と被害者が逆転するケースや観衆や傍観者が被害者と入れ代わることもよく見られる。

傍観者が注意して止めさせたり、発見したら教師にすぐ連絡できるような雰囲気を持つ集団づくりと、正義が認められる仲間づくりを着実に進める必要がある。

(2) いじめを受けている子どもの気持ち

- ① 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したことでさらにいじめられるのではないか。）等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。
- ② 屈辱をこらえ、平静を装ったり、意識的に明るく振る舞うことがある。
- ③ 自分にも原因があると自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに発展することがある。
- ④ ストレスや欲求不満、不安な気持ちを他の子どもに向け、いじめる側に立つことがある。

(3) いじめている子どもの気持ち

- ① いじめの深刻さを認識せず、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめていることが多く、相手をいじめることで無意識に自分の不満を解消しようとしている。
- ② 自分がいじめの被害者にならないように、意識的にいじめる側に加わる。
- ③ いじめられる側にも原因や問題があると意識することで、いじめの行為を正当化する。

(4) 具体的な態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、イヤな事を言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団により無視する。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られる。
 - ④ 金品を要求される。
 - ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑥ イヤな事や恥ずかしい事、危険な事をされたり、させられたりする。
 - ⑦ インターネットやメール等で、誹謗中傷される。また、無断で写真や動画を投稿される。
- ※ いじめの内容が次第にエスカレートし、悪質化・陰湿化していく傾向があり、加害者と被害者が入れ替わることもある。

4 いじめに関する基本的な認識

(1) いじめはどこでも起こりうる問題である

- ① どの学校においても、どの子も、いじめられる子、いじめる子になり得るという認識を持ち、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめは人として絶対に許されない行為である

- ① 「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識を持ち、いじめられている者を学校として守り通す立場をとり、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるという認識を持たせる。
- ③ 命や人権に関わる問題として受け止め、解決を確認できるまで指導する。
- ④ いたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑劣な行為であるとの認識を徹底する。

(3) いじめを受けている子どもの立場で考える

- ① いじめられる側にも課題や問題があるという意識は持たない。
- ② いじめか否かは、被害者の子どもの気持ちを重視し、その子どもの立場に立った指導を行う。
- ③ 先入観で、子どもの人間関係を強者、弱者と一元的に判断せず、人間関係を多面的に捉えるよう努め、いじめの実態を的確に把握する。

(4) 根気強く継続的な対応を心がける

- ① いじめは、子どもの健全な成長と発達を阻害する重要な問題として受け止め、未然防止や早期発見と解消に努める。
- ② いじめ問題は、解決したように見えても、別の形でいじめが再発する場合もあることから、継続観察と、継続指導に努める。
- ③ いじめは、教職員の子ども観や子どもとの関わり方、指導のあり方が問われる問題でもある。

(5) 周囲と連携して対応にあたる

- ① いじめの発生が疑われたり、発生した場合は、学年主任や管理職などに報告し、学校全体で確認や指導、解決にあたり、学校全体の問題として組織的に対応する。
- ② いじめ問題は、家庭教育のあり方や生育環境などと深く関わる面もあることから、気になる子どもの家庭とは、日頃から保護者との人間関係づくりに努める。
- ③ カウンセラーや関係機関との連携を図り、学校や先生がしっかり守ってくれるという集団の雰囲気づくりと安心できる学校環境づくりに努める。

Ⅱ いじめ問題の対応について

=いじめ（体罰）防止委員会=

赤穂市教育委員会作成の「いじめ対策マニュアル」を元に、原小学校版の「いじめ対策マニュアル」を策定する。

1 学校における取組の充実

（１）趣旨

いじめ克服の基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、児童の成長を促すことが必要であり、学校においては、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。このことを前提として以下の４点を基本的な方向とする。

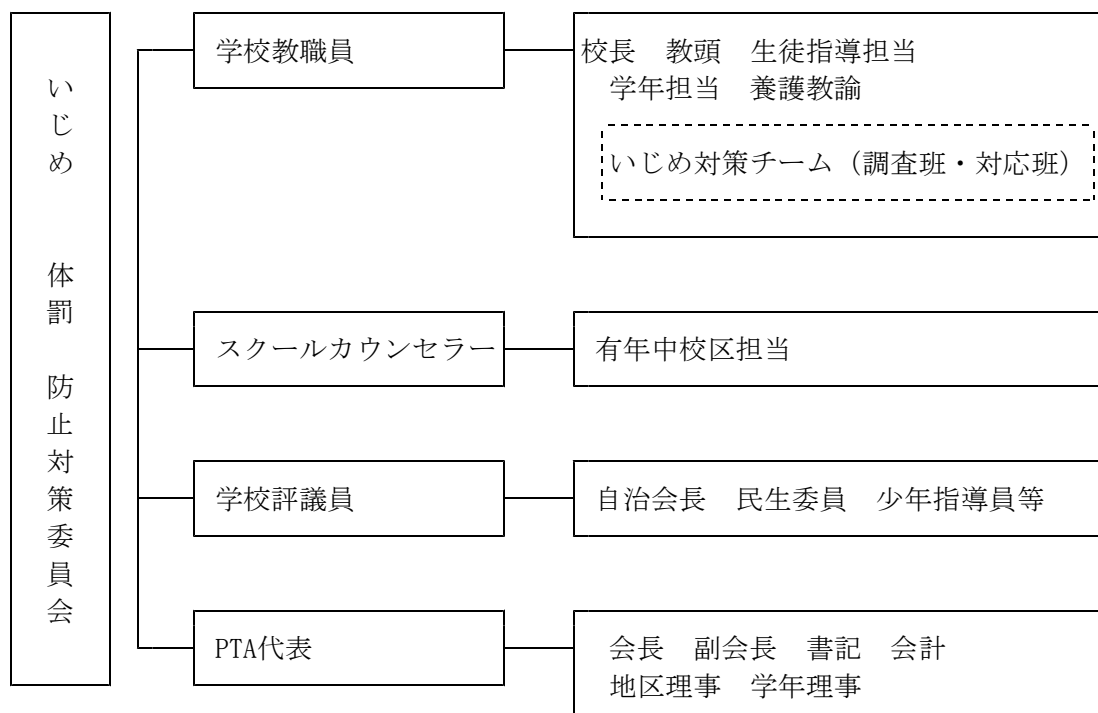
－いじめ問題の克服に向けた基本的な方向－

- （１）自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる ～「**個の成長**」～
- （２）児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
～「**豊かな人間関係**」～
- （３）いじめの問題に組織的に取り組む ～「**組織的な取組**」～
- （４）いじめ問題に対する正しい理解の普及啓発に努める。
～「**いじめ問題への理解**」～

（参考）『兵庫県いじめ防止基本方針』方針より

- 学校・家庭・地域の役割を明確にし、県民総かりでいじめに対峙する基本的な方向を明示
- 兵庫体験型教育など教育活動全体を通じた豊かな心の育成を踏まえ、本県のいじめ対応施策を整理

（２）組織



- ※ 学校支援チーム
 スクールカウンセラー スーパーバイザー
- ※ 関係機関
 育成センター 警察 法務局

【 いじめ防止等の対策のための組織の機能 】
 ～組織的な取組～から

- (学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。
- (家庭) 悩みを打ち明けられ雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は、相手の立場に立ってどうすべきかを共に考える。
- (地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

(3) 校内研修計画と実施

4月	年度当初の取組の確認 PTA総会等で啓発 アンケートの実施
5月	人権参観日・懇談会
6月	インターネット・情報モラル研修
7月	アンケートの実施
8月	いじめ暴力追放大会への参加
9月	インターネット・情報モラル研修
12月	アンケートの実施
1月	インターネット・情報モラル研修
2月	アンケートの実施
3月	年間のまとめ 次年度に向けての振り返り

(4) いじめ防止につながる教育活動の企画、実施、評価

4月	年間計画の作成
5月	1年生を迎える会・ふれあい班の歓迎遠足
6月	ありなし農園田植え（環境体験学習）
7月	自然学校 はらっ子フェスティバル 教育キャンプ
10月	ふれあい合同運動会
11月	ふれあい音楽会
12月	3年生豆腐づくり（環境体験学習）ウインターフェスティバル
2月	節分集会
3月	6年生を送る会

○保護者、地域への啓発

4月	PTA総会での啓蒙	学校ホームページ
5月	人権参観日	
7月	地区懇談会、個別懇談会	
10月		
2月	懇談会	

○教育相談

有年中学校校区カウンセラー	(週1回)(随時)
---------------	-----------

2 学校・家庭・地域社会の連携

① 家庭との連携を進める

- 問題発生時の家庭訪問は、複数の教師で実施する。(日常的な家庭訪問は除く)
- 保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校の考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢を持つ。
- いじめの事実関係などの情報を正確に伝え、学校の取組への理解を依頼する。いじめられている児童生徒と保護者の立場で説明する。
- 児童の交友関係、生活の様子などについて、保護者と情報を共有し合う。
- 家庭のプライバシーの保護に十分留意する。
- 児童生徒に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡するなど、きめ細やかな対応に努める。(問題が発生してから、あれこれと今までの兆候をまとめて連絡しない。)

② 地域社会との連携を図る

- 地域との懇談会や地域行事を通して、地域との協力体制を築き、いじめに関する初段階で情報が入るよう早期発見に努める。
- 学校行事に地域の積極的な参加を求めると同時に、地域の教育力を生かす活動を創造し、日ごろから「開かれた学校づくり」に心がける。
- 地域からの情報を大切にし、感謝の言葉をかけるとともに、すみやかに対応する。

③ 関係機関との連携を進める

- 日ごろから指導・助言を得たり、情報交換を実施するなど、協力関係を築く。
- 相談機関との連絡窓口を明確にし、担当者・学級担任・保護者との連絡が円滑に行えるようにしておく。
- 相談内容や学校の方針について、いじめ・不登校対策委員会等による組織的な共通理解に努める。

＜ひょうごっ子相談窓口＞

ひょうごっ子悩み相談（いじめ相談24時間ホットライン）

- 【9:00～21:00】 0120-783-111（通話料無料）
0795-42-6004（携帯電話利用）（通話料有料）
【21:00～翌日9:00】 0795-42-6559（通話料有料）
■電話相談 <時間> 24時間（12/28～1/3除く）
■面接相談〔要予約〕 <場所> ひょうごっ子悩み相談センター（加東市山国2006-107）
<時間> 月～金 9:00～17:00（祝日及び12/28～1/3除く）

地域の相談窓口

- ひょうごっ子悩み相談（分室）・いじめ相談・通報窓口
<時間> 月～金 9:00～17:00（祝日及び12/28～1/3除く）
<場所> 西播磨県民局 0791-58-2326

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

- パソコンや携帯電話を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどへの対処方法についてご相談ください。
<時間> 月～土 14:00～19:00（祝日及び12/28～1/3除く）
<場所> インターネット・Webサイトでご確認ください。〔検索〕兵庫県 教育相談

赤穂市青少年育成センター

- 幼児児童生徒及び保護者・教員を対象に、いじめ、非行、不登校など、子どもの教育に関する内容について電話・面接による相談
■面接相談〔要予約〕 <時間> 月～金、第2・第4土 9:00～17:00
<申込> 0791-43-7831〔フリーダイヤル〕0120-783115
■電話相談 <時間> 月～金 9:00～17:00

原小 いじめ防止基本方針

平成27年 8月改訂

赤穂市立原小学校